

身体障害者旅客運賃割引規程

横高運第 149 号 2004 年 2 月 1 日 制定

2021 年 3 月 13 日 改定

(適用範囲)

第 1 条 この規程は、身体障害者が、介護者とともに、当社線および連絡運輸の取扱いをする会社線（以下「連絡会社線」という。）を乗車する場合に適用する。

(身体障害者)

第 2 条 この規程において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表に掲げる障害種別に該当する者をいう。

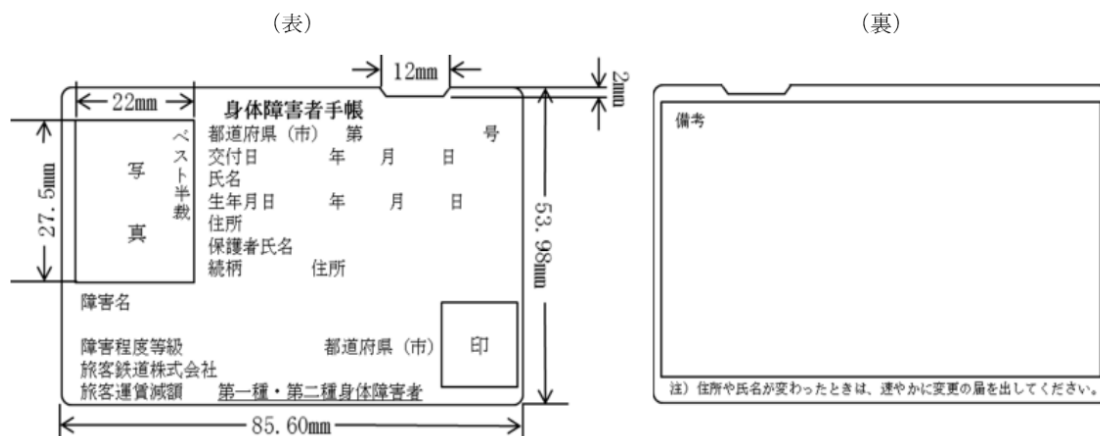
(注 1) 身体障害者手帳の様式は、次のとおりである。

「身体障害者手帳の様式等について」（平成 31 年 3 月 29 日障発 0329 第 31 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により示された様式

ア 紙様式（例）

(第一面)	(第二面)	(第三面)
(第四面)	(第五面)	(第六面)

イ カード様式



(注2) 「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」(令和2年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知)によるものは、第8条に定める割引乗車券の購入申込みの際並びに第11条に定める乗降の際及び乗車中の呈示に限り、注1に掲げる様式による身体障害者手帳に代わるものとするができる。

- 2 前項の身体障害者を、別表に掲げる第1種身体障害者および第2種身体障害者に分ける。
- 3 第1種身体障害者および第2種身体障害者の別については、身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。

(介護者)

- 第3条** 身体障害者が、第1種身体障害者および定期乗車券を使用する12才未満の第2種身体障害者であるときは、身体障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。
- 2 前項の介護者は、鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類、乗車区間および有効期間が身体障害者と同一で、身体障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。ただし、6才未満の第1種および第2種身体障害者とともに乗車する介護者についてはこの限りではない。

(割引乗車券の種類)

- 第4条** 身体障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、次のとおりとする。
- (1) 普通乗車券 第1種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
 - (2) 定期乗車券 第1種身体障害者および12才未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
 - (3) 回数乗車券 第1種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
- 2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前項第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第5条 身体障害者および介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線および連絡会社線の連絡運輸各駅相互区間とする。

第6条 削除

(割引率)

第7条 身体障害者および介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

(割引乗車券の購入)

第8条 身体障害者が割引乗車券を購入する場合は、身体障害者手帳を発売箇所に呈示し、口頭または適宜な申込書をもって必要な乗車券の申込みをしなければならない。ただし、大人の身体障害者で当社線内を乗車する場合に限り、自動券売機により小児券を購入することができる。

(介護者の同行)

第9条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券は、身体障害者と、その介護者とが、同一の列車に乗車する場合に限って有効とする。

(割引乗車券の旅客運賃の払いもどし)

第10条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券に対する旅客運賃の払いもどしは、身体障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行なう場合に限って取り扱う。

(身体障害者手帳の携帯および呈示)

第11条 身体障害者またはその介護者は、乗降の際および乗車中は、身体障害者手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱方)

第12条 前各条の規定以外の取扱方は、旅客運送に関する一般の規定による。

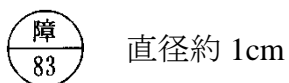
(乗車券の発行方)

第13条 身体障害者が身体障害者手帳を呈示して、乗車券の購入を申し出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、乗車券の券面に次の各号に定める表示をして発行する。

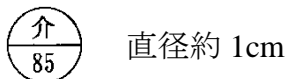
介護付用として発行する乗車券

(1) ゴム印によって表示するもの

ア 身体障害者に対する乗車券

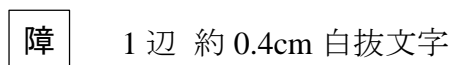


イ 介護者に対する乗車券

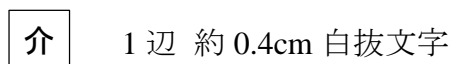


(2) 定期券発行機により発行する定期乗車券

ア 身体障害者に対する乗車券



イ 介護者に対する乗車券

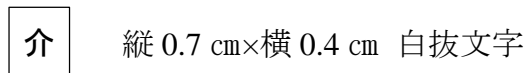


(3) 自動券売機により発行する乗車券

ア 身体障害者に対する乗車券（大人、小児用）



イ 介護者に対する乗車券（大人、小児用）

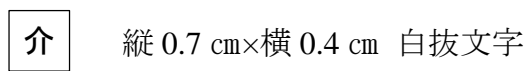


(4) 窓口処理機により発行する乗車券

ア 身体障害者に対する乗車券（大人、小児用）



イ 介護者に対する乗車券（大人、小児用）



(注) 身体障害者の小児乗車券は、旅客運賃を割引しないが、乗車券面には所定の表示をすること。

第 13 条の 2 削除

(自動券売機による乗車券の発行方)

第 13 条の 3 第 8 条ただし書きによる小児券は、第 13 条に規定するゴム印を省略することができる。

第 14 条 削除

別表

身体障害者の範囲および種別の区分

障害種別		等級および割引種別	第1種身体障害者 (本人および介護者)	第2種身体障害者 (本人)
視覚障害			1級から3級 および4級の1	4級の2、4級の3、 5級および6級
聴覚または平衡機能 の障害	聴覚障害		2級および3級	4級および6級
	平衡機能障害		-----	3級および5級
音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害			-----	3級および4級
肢体不自由	上肢		1級、2級の1 および2級の2	2級の3、2級の4 および3級から6級
	下肢		1級、2級 および3級の1	3級の2、3級の3 および4級から6級
	体幹		1級から3級	5級
	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級	3級から6級
移動機能		1級から3級	4級から6級	
心臓、じん臓もしくは 呼吸器またはぼうこう もしくは直腸、小腸、 ヒト免疫不全ウイルス による免疫もしくは 肝臓の機能の障害	心臓、じん臓若しくは呼吸器 または小腸の機能障害		1級、3級および4級	-----
	ぼうこうまたは直腸の機能障害		1級および3級	4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫または肝臓の機能障害		1級から4級	-----

(注1) 上記の障害種別および等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号(2018年7月1日現在)によるものである。

(注2) 上記左欄に掲げる障害を2つ以上有し、その障害の総合の程度が上記第1種身体障害者欄に準ずるものも第1種身体障害者とする。